

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エチオピア	食糧援助に関する日本国政府と エチオピア連邦民主共和国政府 との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 小麦及びその輸送に必要な役務の供与	200,000千円 H17.3.31まで	H16.5.10 アデイス アベバで (同日)	日本側 泉聖二郎在エチオ ピア大使 エチオピア側 ムル・ケツ エラ財務・経済開発省国 務大臣	H16.10.1 636号
エチオピア	第三次幹線道路改修計画のため の贈与に関する日本国政府とエ チオピア連邦民主共和国政府と の間の交換公文	第三次幹線道路改修計画を実施するための詳細設計 に必要な役務の供与	191,000千円 H17.3.31まで	H16.8.25 アデイス アベバで (同日)	日本側 泉聖二郎在エチオ ピア大使 エチオピア側 ムル・ケツ エラ財務・経済開発省国 務大臣	H16.12.16 813号
エチオピア	エチオピア連邦民主共和国政府 に対する贈与に関する日本国政府 とエチオピア連邦民主共和国 政府との間の交換公文	エチオピアの経済の構造改善努力推進及び債務問題 を含むエチオピアの経済困難緩和に寄与するため、両 政府の関係を当局が合意する生産物及び役務を購入する ための資金を贈与すること。	500,000千円 -----	H16.12.8 アデイス アベバで (同日)	日本側 泉聖二郎在エチオ ピア大使 エチオピア側 ムル・ケツ エラ財務・経済開発省国 務大臣	H17.8.30 864号
エチオピア	食糧援助に関する日本国政府と エチオピア連邦民主共和国政府 との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 小麦及びその輸送に必要な役務の供与	200,000千円 H18.1.23まで	H17.1.24 アデイス アベバで (同日)	日本側 泉聖二郎在エチオ ピア大使 エチオピア側 ムル・ケツ エラ財務・経済開発省国 務大臣	H17.6.20 447号
エチオピア	食糧増産援助に関する日本国政府 とエチオピア連邦民主共和国 政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農産物資並びにそ の輸送及び調達に必要な役務の供与	400,000千円 H17.3.31まで	H17.3.4 アデイス アベバで (同日)	日本側 泉聖二郎在エチオ ピア大使 エチオピア側 ムル・ケツ エラ財務・経済開発省国 務大臣	H17.6.23 476号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エチオピア	第三次幹線道路改修計画のため の贈与に関する日本国政府とエ チオピア連邦民主共和国政府と の間の交換公文	第三次幹線道路改修計画を実施するために必要な 橋梁及び道路の改修に必要な生産物及び役務の供与 1. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	4,832,000千円 (H17年度 910,000千円) H18.3.31まで (H18年度 1,617,000千円) H19.3.31まで (H19年度 1,629,000千円) H20.3.31まで (H20年度 676,000千円) H21.3.31まで	H17.5.27 アデイス アベバで (同日)	日本側 泉聖二郎在エチオ ピア大使 エチオピア側 メコネン・ マニヤゼワル財務・経済 開発担当国務大臣	H17.7.13 660号
エチオピア	南部諸民族州給水計画のため の贈与に関する日本国政府とエチ オピア連邦民主共和国政府との 間の交換公文	南部諸民族州給水計画を実施するために必要な 給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 1. 機械及びその据付けに必要な役務の供与 2. 車両及び資材並びにそれらの調達に必要な役務の供 与 3. 車両及び資材並びにそれらの調達に必要な役務の供 与 4. 上記1.、2.及び3.の生産物の輸送に必要な役務の供 与 5. 上記2.及び3.の機械、車両及び資材の操作指導に必 要な役務の供与 6. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役 務の供与	517,000千円 H18.3.31まで	H17.6.20 アデイス アベバで (同日)	日本側 泉聖二郎在エチオ ピア大使 エチオピア側 メコネン・ マニヤゼワル財務・経済 開発担当国務大臣	H17.7.26 697号
エチオピア	アムハラ州給水計画のための贈 与に関する日本国政府とエチオ ピア連邦民主共和国政府との 間の交換公文	アムハラ州給水計画を実施するために必要な 1. 車両及び機械並びにそれらの調達に必要な役務の供 与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	499,000千円 H18.3.31まで	H17.8.12 アデイス アベバで (同日)	日本側 中津川伸一在エチ オピア臨時代理大使 エチオピア側 メコネン・ マニヤゼワル財務・経済 開発担当国務大臣	H17.9.2 879号
エチオピア	食糧援助に関する日本国政府と エチオピア連邦民主共和国政府 との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 小麦及びその輸送に必要な役務の供与	400,000千円 H18.3.31まで	H17.8.12 アデイス アベバで (同日)	日本側 中津川伸一在エチ オピア臨時代理大使 エチオピア側 メコネン・ マニヤゼワル財務・経済 開発担当国務大臣	H17.9.28 976号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成○年△月□日をH○△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。